

## 平成30年度普通会計決算等について

## 1 概要

## (1) 決算規模

歳入は1兆325億円と前年度に比べ424億円の減（△3.9%）、歳出は9,578億円と前年度に比べ292億円の減（△3.0%）となり、歳入、歳出とも減少した。

**歳入の主な増減：** 県税（+52億円）、県債（+31億円）、地方譲与税（+24億円）、財産収入（+2億円）、繰越金（△309億円）、繰入金（△60億円）、国庫支出金（△43億円）、諸収入（△40億円）、地方交付税（△36億円）

**歳出の主な増減：** 繰出金（+66億円）、人件費（+8億円）、投資及び出資金（+5億円）、普通建設事業費（△121億円）、公債費（△82億円）、補助費等（△71億円）、貸付金（△36億円）

## (2) 形式収支及び実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）は748億円で、このうち翌年度への繰越財源557億円を控除した実質収支は、191億円の黒字となった。

## (3) 単年度収支及び実質単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は53億円の赤字となり、積立金等を加味した実質単年度収支は31億円の赤字となった。

## (4) 財政指標

経常収支比率は96.2%（H29:97.6%）と、公債費が減少したことなどにより、前年度に比べ1.4ポイント改善した。

表1 収支の状況

(単位:百万円)

区分	H30 (決算)	H29 (決算)	比較増減
歳入総額 a	1,032,512	1,074,873	△ 42,361
歳出総額 b	957,754	986,984	△ 29,230
歳入歳出差引額 (形式収支) c (=a-b)	74,758	87,889	△ 13,131
繰越財源 d	55,706	63,574	△ 7,867
実質収支 e (=c-d)	19,051	24,315	△ 5,264
単年度収支 f	△ 5,264	2,483	△ 7,747
繰上償還金 g	0	0	0
積立金 h	12,158	10,916	1,241
積立金取崩額 i	10,027	12,890	△ 2,863
実質単年度収支 j (=f+g+h-i)	△ 3,134	509	△ 3,643

注) 表中の計数はそれぞれ表示単位未満を四捨五入しているため、各計数と合計が合致しないものがある。(以下、同じ。)

## 2 歳入

### (1) 自主財源と依存財源の割合

本県の歳入は、県税等の「自主財源」の割合が低く、地方交付税、国庫支出金、県債等の「依存財源」の割合が高い。

29年度と比較すると、繰越金等が減少したことにより自主財源の割合は43.3%に低下し、県債等が増加したことにより、依存財源の割合は56.7%に増加した。

### (2) 県税

県税は、法人事業税の増等により、前年度比52億円の増(+3.3%)となった。

### (3) 地方交付税

地方交付税は、復旧・復興事業の進捗に伴う震災復興特別交付税の減等により前年度比36億円の減(△1.2%)となった。なお、実質的な普通交付税(普通交付税と臨時財政対策債の合計額)は、前年度比23億円の減(△1.0%)となった。

### (4) 国庫支出金

国庫支出金は、港湾高潮対策事業の減等により、前年度比43億円の減(△2.1%)となった。

### (5) 繰入金

繰入金は、地域医療再生等臨時特例基金からの繰入金の減等により、前年度比60億円の減(△11.4%)となった。

### (6) 諸収入

諸収入は、中小企業東日本大震災復興資金貸付金元金収入の減等により、前年度比40億円の減(△2.8%)となった。

### (7) 県債

県債は、国の経済対策に伴う公共事業等債の増等により、前年度比31億円の増(+4.0%)となった。

表2 歳入(全体分)

(単位:百万円)

	H30		H29		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1 県税 *	161,124	15.6%	155,952	14.5%	5,173	3.3%
2 地方譲与税	24,268	2.4%	21,893	2.0%	2,375	10.8%
3 地方特例交付金等	434	0.0%	359	0.0%	75	20.9%
4 地方交付税	286,260	27.7%	289,831	27.0%	△ 3,571	-1.2%
うち普通交付税	212,768	20.6%	213,838	19.9%	△ 1,070	-0.5%
うち特別交付税	4,302	0.4%	4,430	0.4%	△ 129	-2.9%
うち震災復興特別交付税	69,190	6.7%	71,562	6.7%	△ 2,373	-3.3%
5 交通安全対策交付金	358	0.0%	389	0.0%	△ 31	-7.9%
6 分担金・負担金 *	3,451	0.3%	5,240	0.5%	△ 1,789	-34.1%
7 使用料・手数料 *	7,712	0.7%	7,889	0.7%	△ 176	-2.2%
8 国庫支出金	194,447	18.8%	198,707	18.5%	△ 4,260	-2.1%
9 財産収入 *	1,980	0.2%	1,805	0.2%	175	9.7%
10 寄附金 *	2,474	0.2%	5,112	0.5%	△ 2,638	-51.6%
11 繰入金 *	46,239	4.5%	52,194	4.9%	△ 5,955	-11.4%
12 繰越金 *	87,889	8.5%	118,748	11.0%	△ 30,860	-26.0%
13 諸収入 *	136,363	13.2%	140,331	13.1%	△ 3,969	-2.8%
14 県債	79,512	7.7%	76,423	7.1%	3,090	4.0%
うち臨財債	29,052	2.8%	30,320	2.8%	△ 1,268	-4.2%
<b>歳入合計</b>	<b>1,032,512</b>	<b>100.0%</b>	<b>1,074,873</b>	<b>100.0%</b>	<b>△ 42,361</b>	<b>-3.9%</b>
うち普通交付税+臨財債	241,820		244,158		△ 2,338	-1.0%

\*は自主財源

注) 県税には、地方消費税清算金(清算後)を含む。

(県税=県税+地方消費税清算金(歳入)-地方消費税清算金(歳出))

### 自主財源と依存財源の割合

	H30		H29		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
<b>自主財源</b>	<b>447,232</b>	<b>43.3%</b>	<b>487,271</b>	<b>45.3%</b>	<b>△ 40,039</b>	<b>-8.2%</b>
県税	161,124	15.6%	155,952	14.5%	5,173	3.3%
その他	286,107	27.7%	331,319	30.8%	△ 45,212	-13.6%
<b>依存財源</b>	<b>585,280</b>	<b>56.7%</b>	<b>587,602</b>	<b>54.7%</b>	<b>△ 2,322</b>	<b>-0.4%</b>
地方交付税	286,260	27.7%	289,831	27.0%	△ 3,571	-1.2%
国庫支出金	194,447	18.8%	198,707	18.5%	△ 4,260	-2.1%
県債	79,512	7.7%	76,423	7.1%	3,090	4.0%
その他	25,061	2.4%	22,641	2.1%	2,419	10.7%
<b>歳入合計</b>	<b>1,032,512</b>	<b>100.0%</b>	<b>1,074,873</b>	<b>100.0%</b>	<b>△ 42,361</b>	<b>-3.9%</b>

表3 歳入(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	H30		H29		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1一般財源等 (※1)	77,737	23.1%	82,892	22.0%	△ 5,156	-6.2%
2国庫支出金	105,536	31.4%	112,830	29.9%	△ 7,293	-6.5%
3繰入金	23,778	7.1%	26,596	7.0%	△ 2,818	-10.6%
4諸収入	81,760	24.3%	84,733	22.4%	△ 2,973	-3.5%
5県債	3,548	1.1%	2,764	0.7%	783	28.3%
6その他 (※2)	43,577	13.0%	67,729	17.9%	△ 24,152	-35.7%
<b>歳入合計</b>	<b>335,935</b>	<b>100.0%</b>	<b>377,544</b>	<b>100.0%</b>	<b>△ 41,609</b>	<b>-11.0%</b>

※1 一般財源等：震災復興特別交付税、特別交付税 等

※2 そ の 他：繰越金、寄附金 等

## 3 歳出

## (1) 目的別

ア 目的別の歳出で最も構成比が高いのは土木費（17.4%）であり、次いで教育費（15.5%）、商工費（12.3%）の順となっている。

イ 総務費は三陸鉄道運営支援事業費の皆増等により前年度比35億円の増（+6.8%）、農林水産業費は海岸高潮対策事業の増等により前年度比14億円の増（+2.1%）となった。

一方、土木費は道路整備事業の減等により、前年度比94億円の減（△5.3%）、公債費は償還元金の減等により前年度比82億円の減（△6.8%）となった。

表4-1 歳出・目的別(全体分)

(単位:百万円)

	H30		H29		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1議会費	1,390	0.1%	1,334	0.1%	56	4.2%
2総務費	54,815	5.7%	51,347	5.2%	3,469	6.8%
3民生費	93,417	9.8%	98,202	9.9%	△ 4,785	-4.9%
4衛生費	55,407	5.8%	59,293	6.0%	△ 3,886	-6.6%
5労働費	2,781	0.3%	4,382	0.4%	△ 1,601	-36.5%
6農林水産業費	69,432	7.2%	68,025	6.9%	1,407	2.1%
7商工費	118,035	12.3%	123,658	12.5%	△ 5,623	-4.5%
8土木費	166,987	17.4%	176,413	17.9%	△ 9,426	-5.3%
9警察費	27,368	2.9%	28,350	2.9%	△ 982	-3.5%
10教育費	148,634	15.5%	147,767	15.0%	867	0.6%
11災害復旧費	80,508	8.4%	82,302	8.3%	△ 1,795	-2.2%
12公債費	112,446	11.7%	120,675	12.2%	△ 8,228	-6.8%
13諸支出金	6	0.0%	7	0.0%	△ 1	-20.6%
14税関係交付金	26,527	2.8%	25,229	2.6%	1,298	5.1%
<b>歳出合計(目的別)</b>	<b>957,754</b>	<b>100.0%</b>	<b>986,984</b>	<b>100.0%</b>	<b>△ 29,230</b>	<b>-3.0%</b>

表4-2 歳出・目的別(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	H30		H29		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
1議会費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2総務費	12,329	4.2%	10,831	3.4%	1,498	13.8%
3民生費	7,037	2.4%	7,921	2.5%	△ 883	-11.2%
4衛生費	2,738	0.9%	7,612	2.4%	△ 4,874	-64.0%
5労働費	257	0.1%	1,926	0.6%	△ 1,669	-86.7%
6農林水産業費	16,083	5.5%	13,372	4.1%	2,711	20.3%
7商工費	79,526	27.0%	82,815	25.6%	△ 3,289	-4.0%
8土木費	106,897	36.3%	123,640	38.3%	△ 16,743	-13.5%
9警察費	408	0.1%	1,676	0.5%	△ 1,267	-75.6%
10教育費	2,771	0.9%	2,844	0.9%	△ 73	-2.6%
11災害復旧費	66,055	22.4%	69,772	21.6%	△ 3,717	-5.3%
12公債費	689	0.2%	588	0.2%	101	17.2%
13諸支出金	0	0.0%	0	0.0%	△ 0	-3.4%
14税関係交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
歳出合計(目的別)	294,792	100.0%	322,997	100.0%	△ 28,206	-8.7%

(2) 性質別

ア 義務的経費は、公債費が前年度比82億円の減（△6.8%）、人件費が退職者の増加に伴う退職金の増等により前年度比8億円の増（+0.4%）、扶助費がいわて学び希望基金大学等進学支援一時金の皆増等により前年度比2億円の増（+1.3%）となっており、全体では前年度比72億円の減（△2.3%）となった。

イ 投資的経費は、普通建設事業費が地域連携道路整備事業の減等により前年度比121億円の減（△5.4%）、災害復旧事業費が海岸保全施設災害復旧事業の減等により前年度比18億円の減（△2.2%）となっており、全体では前年度比139億円の減（△4.5%）となった。

ウ その他の経費は、補助費等が国民健康保険事業安定化推進費の皆減等により前年度比71億円の減（△4.3%）、貸付金が中小企業東日本大震災復興資金貸付金の減等により前年度比36億円の減（△2.8%）となっており、全体では前年度比81億円の減（△2.2%）となった。

表4-3 歳出・性質別(全体分)

(単位:百万円)

	H30		H29		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
人件費	177,159	18.5%	176,378	17.9%	780	0.4%
扶助費	12,825	1.3%	12,654	1.3%	171	1.3%
公債費	112,381	11.7%	120,567	12.2%	△ 8,186	-6.8%
うち県債償還元金	100,592	10.5%	107,484	10.9%	△ 6,892	-6.4%
うち県債償還利子	11,773	1.2%	13,063	1.3%	△ 1,290	-9.9%
義務的経費 計	302,365	31.6%	309,600	31.4%	△ 7,235	-2.3%
普通建設事業費	212,644	22.2%	224,764	22.8%	△ 12,120	-5.4%
うち県単	28,154	2.9%	29,965	3.0%	△ 1,811	-6.0%
災害復旧事業費	80,508	8.4%	82,302	8.3%	△ 1,795	-2.2%
失業対策費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
投資的経費 計	293,152	30.6%	307,066	31.1%	△ 13,915	-4.5%
物件費	27,774	2.9%	28,066	2.8%	△ 292	-1.0%
維持補修費	13,616	1.4%	15,080	1.5%	△ 1,464	-9.7%
補助費等	159,333	16.6%	166,407	16.9%	△ 7,074	-4.3%
繰出金	8,642	0.9%	2,059	0.2%	6,583	319.7%
積立金	28,063	2.9%	30,791	3.1%	△ 2,728	-8.9%
投資・出資金	585	0.1%	99	0.0%	486	491.8%
貸付金	124,225	13.0%	127,817	13.0%	△ 3,592	-2.8%
その他 計	362,238	37.8%	370,318	37.5%	△ 8,080	-2.2%
歳出合計(性質別)	957,754	100.0%	986,984	100.0%	△ 29,230	-3.0%

表4-4 歳出・性質別(うち震災対応分)

(単位:百万円)

	H30		H29		比較増減	
		構成比		構成比		増減率
人件費	2,508	0.9%	3,033	0.9%	△ 525	-17.3%
扶助費	462	0.2%	251	0.1%	212	84.5%
公債費	689	0.2%	588	0.2%	101	17.2%
うち県債償還元金	637	0.2%	541	0.2%	96	17.8%
うち県債償還利子	52	0.0%	47	0.0%	5	10.7%
義務的経費 計	3,659	1.2%	3,871	1.2%	△ 212	-5.5%
普通建設事業費	122,755	41.6%	140,569	43.5%	△ 17,814	-12.7%
うち県単	3,937	1.3%	4,535	1.4%	△ 598	-13.2%
災害復旧事業費	66,055	22.4%	69,772	21.6%	△ 3,717	-5.3%
失業対策費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
投資的経費 計	188,810	64.0%	210,342	65.1%	△ 21,532	-10.2%
物件費	4,468	1.5%	5,243	1.6%	△ 775	-14.8%
維持補修費	399	0.1%	564	0.2%	△ 165	-29.2%
補助費等	12,301	4.2%	12,184	3.8%	118	1.0%
繰出金	0	0.0%	88	0.0%	△ 88	-100.0%
積立金	7,164	2.4%	9,649	3.0%	△ 2,485	-25.8%
投資・出資金	1	0.0%	1	0.0%	0	14.5%
貸付金	77,988	26.5%	81,056	25.1%	△ 3,068	-3.8%
その他 計	102,322	34.7%	108,785	33.7%	△ 6,464	-5.9%
歳出合計(性質別)	294,792	100.0%	322,997	100.0%	△ 28,206	-8.7%

#### 4 各種財政指標の状況

	標準財政規模(百万円)	財政力指数	経常収支比率(%)	実質収支比率(%)
H30	396,972	0.36255	96.2	4.8
H29	398,812	0.36241	97.6	6.1

	県債現在高(百万円)	積立基金現在高 (百万円)	うち財源対策3基金 (百万円)
H30	1,347,437	97,065	41,100
H29	1,368,750	116,984	37,730

注) 財源対策3基金とは、財政調整基金、県債管理基金、地域振興基金で、財源対策に活用できる基金。

#### 5 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく健全化判断比率については、いずれの指標も早期健全化基準には該当しない。

また、公営企業の経営健全化に関する判断比率である資金不足比率についても、経営健全化基準に該当しない。

##### ○平成30年度決算に基づく各比率の値

###### (ア)健全化判断比率

実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
- (なし)	- (なし)	16.7	218.3

###### 【参考】

	実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
早期健全化基準	3.75	8.75	25.0	400.0
財政再生基準	5.0	15.0	35.0	

※ 早期健全化基準を超える場合：財政健全化計画の策定、外部監査の要求 等  
財政再生基準を超える場合：財政再生計画の策定、地方債の制限 等

###### (イ)資金不足比率(公営企業の経営健全化に関する判断比率)

資金不足比率(%)
- (各公営企業ともなし)

※ 各公営企業：流域下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計、県立病院等事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計

###### 【参考】

	資金不足比率(%)
経営健全化基準	20.0

※ 経営健全化基準を超える場合：経営健全化計画の策定、外部監査の要求 等

参考：用語解説

<p>標準財政規模</p>	<p>地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものである。</p> $\text{標準財政規模} = [\text{基準財政収入額} - [\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金}] \times 100 / 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$
<p>財政力指数</p>	<p>基本的な財政需要に対する標準的な収入額の割合であり、財政の自主性、自由度を示している。</p> $\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{ の3か年平均}$ <p>基準財政収入額は、地方公共団体が標準的に収入しうると考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分とされ、都道府県では標準税率で算定した当該年度の収入見込額の75/100の額とされている。</p> <p>基準財政需要額は、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均水準で行政を行う場合に要する財政需要を示す額とされている。</p> <p>財政力指数が1を超える場合、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい場合には、当該地方公共団体は普通交付税の不交付団体となる。また、財政力指数が1以下の団体であっても、1に近いほど普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえることができる。</p>
<p>経常収支比率</p>	<p>経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。この比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを示しており、この比率が低いほど財政構造に弾力性があるといえる。</p> $\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$ <p>※H12までは</p> $\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}}$
<p>実質赤字比率</p>	<p>一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を実質赤字比率という。</p> $\text{実質赤字比率}(\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計等の実質赤字額 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額</li> <li>・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)</li> </ul>
<p>連結実質赤字比率</p>	<p>全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する割合を連結実質赤字比率という。</p> $\text{連結実質赤字比率}(\%) = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結実質赤字額:イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額</li> <li>イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額</li> <li>ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額</li> <li>ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額</li> <li>ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額</li> </ul>



参考：用語解説（続き）

<p>実質公債費比率</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を実質公債費比率という。</p> $\text{実質公債費比率(\%)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ <p>(3か年平均)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準元利償還金: イからホまでの合計額</li> <li>イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額</li> <li>ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの</li> <li>ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの</li> <li>ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの</li> <li>ホ 一時借入金の利子</li> </ul>
<p>将来負担比率</p>	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を将来負担比率という。</p> $\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来負担額: イからヌまでの合計額</li> <li>イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高</li> <li>ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)</li> <li>ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額</li> <li>ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額</li> <li>ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額</li> <li>ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額</li> <li>ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額</li> <li>チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額</li> <li>リ 連結実質赤字額</li> <li>ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額</li> <li>・充当可能基金額: イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金</li> </ul>
<p>資金不足比率</p>	<p>公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合を資金不足比率という。</p> $\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金の不足額</li> <li>資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額</li> <li>資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-歳入額)-解消可能資金不足額</li> <li>※ 解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。</li> <li>※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。</li> <li>・事業の規模</li> <li>事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額</li> <li>事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額</li> <li>※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。</li> <li>※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。</li> </ul>